

## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



(宛先) 吉川市長

平成 年 月 日

吉川市税条例第46条の4の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。									
所在地 (住所)	〒 —								
フリガナ									
名称 (氏名)	Ⓜ								
代表者名 職氏名					電話番号	— —			
法人番号									担当者 (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに 異なります	担当者 (氏名)		
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他（理由： _____）								

関与税理士 署名押印	(連絡先) Ⓜ
---------------	------------

### 【 注意事項 】

1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所  
の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の  
承認の効力が、失われることになります。  
※ 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようと  
する場合は、改めて申請が必要となります。
3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出  
日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただ  
くことになります。

[ 例 ] この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで      ◎3月分 ⇒ 4月10日まで      ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

### 【 提出先 】

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係